

10月1日は
浄化槽の日

浄化槽の法定検査

あなたはもう受けましたか？

問い合わせ先 環境整備課 (本山工業団地内) ☎4319222



法定検査を受けましょう

浄化槽には、定期的な保守点検・清掃とは別に、法定検査を受けることが義務付けられています。

適正な維持・管理を行わなければ、放流水の水質悪化や、悪臭の発生などで、自然環境に悪影響を及ぼすこともあります。

浄化槽を設置・管理している人は、必ず法定検査を受けましょう。

法定検査とは

法定検査には、①使用開始後の検査と②毎年1回の定期検査があり、次の県知事指定検査機関が行います。

県知事指定検査機関

- ▷ (公社) 広島県環境保全センター
(広島市安佐南区大塚西4-2-28)
☎082-849-6411
- ▷ (公社) 広島県浄化槽維持管理協会
(広島市中区東平塚町3-28)
☎082-546-2168

① 使用開始後の検査

浄化槽を新設・変更したときは、設置工事が正しく行われているかなどの検査を受ける必要があります。使用開始後3か月が経過した日から5か月以内に、県知事指定検査機関の検査を受けてください。

申し込み方法 浄化槽設置届を提出してください。

② 毎年1回の定期検査

浄化槽の浄化機能を確認するため、毎年1回、県知事指定検査機関の検査を受けてください。

検査項目

- ▽ポンプの稼動状況、悪臭や蚊などの発生状況、消毒の実施状況などの確認
 - ▽放流水の水質検査などにより、浄化槽が正常に働いているかを検査
 - ▽保守点検・清掃の記録などのチェック
- 申し込み方法 県知事指定検査機関との契約が必要です。契約書の様式は、指定検査機関に送付してもらおうか、環境整備課に備え付けのものをご利用ください。

医学発展のため 献体にご協力ください

◎ 献体とは

死後、自分の遺体を、医療従事者の教育と研究を目的とした解剖実習のために、大学へ無償で提供することです。解剖実習は、人体の構造を知る大切な学問であり、信頼できる医師・医療従事者の育成につながります。

解剖実習後は、大学で火葬し、死後1年から1年半後に、遺骨を遺族にお返しします。

◎ 家族で話し合ってみてください

献体には、家族や親戚の同意が必要となりますので、十分に話し合うことが必要です。献体へのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 岡山大学医学部内 ともしび会
(☎086-235-7092)

「JICA ボランティア」 2015年度秋募集を行います

JICA (独立行政法人国際協力機構) は、「青年海外協力隊 (20歳~39歳)」、「シニア海外ボランティア (40歳~69歳)」などを募集しています。

これらは、開発途上国の人々と共に生活し、相互理解を図りながら、人々の自助努力を促進させる形で協力活動を行う海外でのボランティアです。

詳しくは、JICA ボランティアのホームページをご覧ください。

申し込み期限 11月2日(月) (当日消印有効)

問い合わせ先 独立行政法人国際協力機構 中国国際センター (☎082-421-6305)
✉ jicacic-jocv@jica.go.jp